

第5回糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会会議録

(令和3年度)

日	令和3年10月29日	時間	13:30～15:30	場所	市役所 201・202 会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	【出席者】 9人 (以下敬称略) 山本明美、長砂男、若木直弘、清水博、金子浩子、金子裕美子、 嶋田守雄、井崎由紀子、加藤淳子 【欠席者】 2人 細井大治、富井美穂 【事務局】 環境生活課 猪又課長、蒲原課長補佐、菊池主事				
	傍聴者定員	5人		傍聴者数	0人

会議要旨

1 開会 (13:30)

2 議事

(1) 素案審議

ア 第1章 計画の概要

イ 第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

《事務局説明》

【質疑・意見等】

(委員) 11頁に「いじめ等人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。」と記載されているとおり、いじめをしてはいけないという教育はもちろんだが、いじめや誹謗中傷の被害に遭った時にどのような手段を取ればいいのか、子どもの権利条約などを通して子どもたち自身にどのような権利があるのかを教育してほしい。

(委員) 13頁に「冊子やリーフレット、広報、教育資料、視聴覚教材を活用し～」とあるが、現在では、Web教材などのインターネットを活用したものもあるので、記載を追加してほしい。

ウ 第3章 分野別人権施策の推進

エ 目標数値について

《事務局説明》

【質疑・意見等】

1 女性

(意見なし)

2 子ども・若者

(委員) 29頁にGIGAスクールについて注釈が追加されており、その中で「様々な人とながら協同的な学習」とあるが、「協同」ではなく「協働」が正しいのではないかと。また、「GIGAスクール」という表現で正しいのか。「GIGAスクール構想」が正しいのではないかと。

(事務局) 担当課に確認する。

(委員) 第2章に戻り、14頁に「広報紙、パンフレット、ホームページ、安全安心メールなどによる人権啓発～」とあるが、今後はLINEになるのではないか。

(事務局) 安全安心メール自体は今後も運用していくが、LINEも導入したので、追記するよう検討したい。

(委員) 25頁に「子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、権利についての認識を深め、権利を実現する力や～」とあるが、「権利を実現」だとわかりづらいので「権利を行使」としてはどうか。

(事務局) 検討したい。

(委員) 先ほど意見のあった25頁の記載について、「権利を実現」の前に「権利～行使すること」とあるので、「権利を行使」とすると重複するため適さないのではないか。

(委員) 「権利を実現」の「権利を」を削除すればいいのではないか。ほかの部分についても「権利」が多く、読みづらい。

(事務局) 文章を整理する。

3 高齢者

(委員) 高齢者には、貧困により働かなければいけない人も多いため、就労の促進について記載してはどうか。退職後も年金では満足な暮らしができない人も多い。

(事務局) 県の人権教育・啓発推進基本指針には「働く場の確保」という項目がある。市民意識調査においては、「働ける場所が少ない」との回答は少なかったが、担当課と協議し記載について検討したい。

4 障がいのある人

(委員) 障がいのある人に対する性被害が発生している。当事者がうまく言語化できないこともあり、施設の職員等から被害に遭う事例も存在する。記載について担当課と協議してほしい。

(事務局) 検討する。

(委員) 白杖のマークやハートが描いてあるヘルプマークなど、障がいのある人に関するマークについても検討してほしい。

(委員) 40頁の施策の方向「4 療育・教育・子育て」において、「0歳から18歳までの子ども一貫教育方針」と記載があるが、療育の場合は21歳までを対象にしていたかと思う。担当課に確認してほしい。どちらも記載してある方がわかりやすいのでは。

(事務局) 確認する。

5 同和問題

(意見なし)

6 外国にルーツがある人

(委員) 前回意見した48頁の意識調査の結果の分析について、「日本語能力の低い外国にルーツがある人などにとっては住みにくい環境であると考える市民が多い状況で

- す。」と記載を変更していただいた。この表現の方が正確に分析できていると思う。
- (委員) 外国にルーツがある人の人権においては、ヘイトスピーチ解消法の認知度を目標指標として掲げているが、施策の方向に記載しなくてもいいのか。
- (事務局) 他の分野では記載されているかと思うので、新たに施策の方向に記載したい。
- (委員) 50 頁に「翻訳アプリの活用について、普及啓発を図ります。」とあるが、「普及啓発」ではなく「普及」の方がいいのではないか。
- (事務局) 「普及」だと市として提供するように感じさせるかと思い、「普及啓発」とさせていただいた。改めて検討したい。
- (委員) 50 頁「2 多文化共生社会の推進」において、前回の意見を反映していただいた。推進施策「多様性と社会的包摂の意識の醸成」の内容として、「一人一人がお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性の尊重や社会的包摂についての意識の醸成を推進します。」とあるが、内容が重複している。
- (委員) 大切な文言なので、記載方法を検討してほしい。
- (事務局) どちらか一方に記載するよう調整する。
- (事務局) 目標指標について、同和問題においては「部落差別解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%)」としているが、外国にルーツがある人においては「ヘイトスピーチ解消法の認知度(「法律の内容を知っている」「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」の計)(%)」としている。どちらかに統一したいと考えるが、委員の皆様のご意見をお聞きしたい。
- (委員) 内容まで知っているかどうかで全然違う。
- (委員) こちらの地域では、知名度は高くないが、関西地方などでは深刻な問題になっている。
- (委員) 何をもって「認知」とするか。名前だけでも知ってほしいとするなら現状のヘイトスピーチ解消法の目標でもいいが、もっと高いレベルを目指すのならば部落差別解消法に合わせた方がいい。
- (委員) 現状、ヘイトスピーチ解消法の内容まで知っている市民は少ない。素案のとおりでいいのではないか。
- (委員) 市民には名前も知らない人が多い。人権三法ができたときに広報は行ったが、ヘイトスピーチという言葉自体難しい。市の広報で啓発するなどしないと厳しい。
- (事務局) 市では広報の掲載はできていないが、パネル展などで人権三法の啓発を行っている。パネル展だけでは多くの市民の目に触れることが難しいため、広報への掲載も含めて啓発方法を検討したい。
- (委員) 興味のある人が行くだけではなかなか広まらない。おしらせばんなどの各家庭に配られる広報媒体を使って啓発することが必要ではないか。
- (委員) 今後都会に出ていく若者たちのためにも、ヘイトスピーチの存在を周知することが大切。
- (事務局) 人権三法のほかの法律と違い、カタカナ語で法律名をみただけでは内容までわかりにくい。施策の方針に、広報等を用いたヘイトスピーチ解消法の啓発について新たに項目を新設する。
- (委員) 目標指標の変更は可能か。

(事務局) 可能である。部落差別解消法の目標指標と合わせるなら「法律の内容を知っている」のみとするため、数値が 10.7%となる。

(委員) 「法律の内容を知っている」と「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」を一緒にするとわかりにくいかもしれない。

(委員) より多くの市民に法律の内容を知ってもらいたいという気持ちが強いのであれば、「法律の内容を知っている」のみでいいと思う。

(事務局) 法律の内容まで知ってもらうことが理想だと思う。「法律の内容を知っている」のみとした場合、現状の目標値では高いので再設定したい。

(委員) 糸魚川市では、身近に感じにくい分野だと思う。先ほど意見も出たとおり、これから子どもたちが市外へ行くことも考えれば、そういった知識も学習してほしい。

(委員) 現在、アジア系の人々がアメリカで虐待されているといった報道もある。こういった機会にヘイトスピーチについて啓発してほしい。

7 感染症患者等

(意見なし)

8 性的指向・性自認

(委員) 性的指向・性自認について、子どもの頃からこういった問題に悩まされている人もいる。なかなか市民権を得られていないが、大切な分野である。

9 様々な人権問題

(委員) 「当市」が「本市」になっているが、計画内で統一したのか。

(事務局) 「本市」に統一した。

全体を通して

(委員) 同和問題の目標指標となっている「本人通知制度登録者数」について、目標指標はどのような基準で設定したのか。市職員の人数の何割といった設定はできないか。現状 1 年間でどの程度増加しているのか。

(事務局) 令和元年度の登録者数が 140 人程度だったかと思うので、直近 1 年間で 30 人近く増加していたかと思う。

(委員) なぜなかなか登録者数が伸びないのか。市職員が理解できていなければ市民にも理解してもらえない。人権関係部署の職員しか登録できていないのではないか。

(事務局) 現状数値では、市職員の全体数にも及んでいない。市職員への啓発だけでなく、市民への制度の周知も併せて実施していきたい。

(委員) 糸魚川市は同和問題についての職員研修が実施できていない。職員研修を実施する中で制度について説明することもできる。一度に研修というのは難しいと思うので、何年かに分けてでも実施してほしい。

(委員) 同和問題の現地学習について、教育委員会では予算付けがされておらず、学校の実費で来ているかと思う。上越市では、教育委員会で予算付けし、それぞれの学校から教職員が来て現地学習を行っている。糸魚川市でもそれなりに予算を付けて現地

学習に参加していただくことはできないか。今年度は昨年度の流れもあってか参加が少なかった。

(委員) 今年度は上越市が優先で、糸魚川市や妙高市は参加が難しかった。人数制限などもあり、学校を休んで行くこともできず、参加が厳しい状況だった。

(委員) 予算付けは現状考えていないのか。中越の市町村などにはバスの貸し出しをお願いしている。

(委員) 糸魚川市では、糸魚川市教育研究会の人権教育・同和教育部にて研修の元手として予算付けされている。先日の研修についても教育委員会の予算で参加させていただいた。

(委員) 本人通知制度の目標は 70 人程度の増加ではなく、もう少し高い目標にしてほしい。

(委員) 参考指標として教育相談件数が上がっているが、教職員・保護者の数値が 2,000 件を超えている。これは教育相談員が受けているのか。

(事務局) 相談員が 11 名おり、これは相談員が受けた実相談件数となっている。同じ人が別日に相談すればそれぞれカウントしているので、件数も多くなっている。

(委員) 相談員にも種類があり、県のスクールカウンセラーの資格がある相談員が教職員の相談を受けている。

(委員) 各学校で相談件数は把握しているのか。

(委員) しっかり時間を設けたものについては相談員から件数が上がってくる。

(委員) 県のスクールカウンセラーが受けたものも含まれているのか。

(事務局) この数値は事務報告書の数値を記載している。改めて担当課に確認する。

(委員) 問題の内容によって、どこに相談すればいいのかの整理が必要。学校の先生は家庭の状況がなかなか知れず困っている。そういった時には民生委員の活動が重要になってくる。学校に係る大人たちを整理して学校側がそれをうまく利用することが重要。

(委員) 対象等の欄に「小学校」とあるが、「小学生」ということでいいか。

(事務局) 「小学校」「中学校」とあるが、それぞれ「小学生」「中学生」の相談件数である。「教職員・保護者」については、小中学校のどちらで受けたか区分していない。

(委員) 糸魚川市は 0 歳から 18 歳の一貫教育をうたっているのに、なぜ高校での数値が入っていないのか。

(事務局) 教育相談員の相談件数のため入っていない。高校での数値については把握していないかと思う。

(委員) 高校での数値もあればいいかと思ったが、難しいということか。

(事務局) 県では数値を把握しているかもしれないが、今回はあくまで事務報告書の数値のため、高校は入っていない。

(委員) 県でも難しいのではないか。各校で数値を上げているとは思いますが、糸魚川市民だけとは限らない。他市から通う生徒もいるため、糸魚川市民の実態として把握するのは難しいかと思う。

(委員) 「若者サポートセンターの延べ利用人数」について、復興住宅内で月 2 回やっているものは含まれているか。

(事務局) 担当課に確認する。

- (委員) 今回の計画から SDGs のイラストが追加されているが、詳しくない人からすると文字も入っていた方がいいのではないかと思います。それぞれのマークの意味を誤解されてももったいない。第3章の各分野の頭にもマークが付けられているので、その理由がわかるよう説明分を追加したらいいのではないかと。
- (事務局) 現在策定作業中の総合計画でも同じように SDGs のイラストを追加しているため、それを参考に修正したい。
- (委員) また、参考指標として、相談件数がいくつか上げられているが、これは件数が伸びることを目標としているのか。
- (事務局) どの相談についても、被害や悩みが減ったことにより相談件数が減ることも大切だが、相談体制の周知により今まで相談していなかった人たちが相談することで件数が増えることも大切。そのため、目標とはせず、あくまで参考としたいと考えている。
- (事務局) 相談件数は参考として、その内容を知ることによって市内の人権課題が見えてくると考えている。
- (委員) 指標の中に『「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができますか」と思うこどもの割合』とあるが、「きちんと言葉で表すことができる」ではないか。
- (事務局) そのように修正する。
- (委員) 能生には CATV があるが、学校でも視聴する環境があるため、昼に放映するなど啓発に活かしてもらいたい。
- (委員) 当計画内には学校教育現場に求められることも多いかと思う。せっかく策定する計画なので有効活用していただきたい。当計画は教育委員会から各学校に指針を示すのか、それとも各学校にこの計画が配付されるのか。いろいろな機会でご計画の周知を図っていただきたい。
- (委員) 高齢者の養護者が相談する窓口はあるのか。
- (委員) 最初の窓口として地域包括支援センターに相談してほしい。
- (委員) 養護者のことでも相談に乗ってくれるのか。高齢者本人だけでなく養護者である家族も悩んでいることが多い。認知症だと相談する場所はあると思うが。
- (委員) 認知症に限らず介護に関することであれば地域包括支援センターに相談してほしい。
- (委員) 本来民生委員の存在が大きいかと思う。だが、現状民生委員の多くが一人暮らしの高齢者のケアが仕事の多くを占めているように思う。民生委員は地域の家庭における問題について相談を受け付けるのが本来の業務。現状、そういった体制が整っている民生委員は地域差もあるが少ないように思う。
- (委員) 民生委員が解決できなければ、地域包括支援センター等につないで、問題の解決を図る。
- (委員) 民生委員についても市民が全員知っているわけではないため、知らないとそれまでになってしまう。困ったことがあったらどこに相談していいかがわかりにくい。
- (委員) 親より子どもの方が知っていることが多いのではないかと感じる。子どもが学校で学習してくるのに対して、対等に会話ができるくらいに親も知識を付けなくてはいけないと感じるため、親にもそういった情報が流れる仕組みが必要。おしらせばん

等では、自身の興味のある部分しか見ておらず、しっかり届いていない人も多いと思う。

3 その他

【今後のスケジュールについて】

- ・ 1月から約1か月間パブリックコメントを実施し、ご意見があれば2月以降に再度策定委員会を実施予定。
- ・ 来年度以降は計画に対する進捗管理を行うため、検証機関を設置予定。
推薦母体は当策定委員会と同一とする予定。

4 閉会 (15:30)